第四十八条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	賛否
第五十二条	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	賛否
第六十二条第八項	第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日	開票立会人が特別区の設置についての投票の期日
	選挙の期日以後	当該期日以後
第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに
第六十八条第一項第六号及び第七号	公職の候補者の氏名	賛否
第六十八条第一項第八号	公職の候補者の何人を記載したか	賛否
第七十一条	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
第七十六条	第六十二条	大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する第六十二条
	選挙会及び選挙分会	選挙会
	又は選挙の期日	特別区の設置についての投票の期日
	選挙の期日以後	当該期日以後
	選挙の選挙権	特別区の設置についての投票の投票権
第八十条第一項	選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長	選挙長
	選挙会又は選挙分会	選挙会

	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数
第八十条第二項	各公職の候補者の得票総数	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数
第八十三条第二項	書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類）	書類
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）	市町村の選挙管理委員会
	当該選挙に係る議員又は長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
第八十三条第三項	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
	当該選挙に関する事務を管理する	市町村の
第百七条	選挙若しくは当選	特別区の設置についての投票又は特別区の設置についての投票における賛否の結果
	若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）	は、市町村の選挙管理委員会